

要求水準書(案)への意見に対する回答

No	資料名等	該当箇所								項目等	意見	回答
		頁	I	1	(1)	①	ア	(ア)	a)			
1	要求水準書(案)	目次								参考資料	目次の【参考資料一覧】(敷地測量図等)は入札公告までに、できれば順次公表をお願いできますでしょうか。	資料は完成次第順次公表します。
2	要求水準書(案)	4			(2)	③				最大食数提供時学級数及び提供食数	「参考資料6」の公表時に、特別支援学級における「学級数・人数・喫食場所」をそれぞれの学校ごとに明記頂けますでしょうか。	特別支援学級の児童は、普通学級で喫食するので資料には明記しません。
3	要求水準書(案)	4			(2)	③				最大食数提供時学級数及び提供食数	「参考資料6」の公表時に、各学校の職員の喫食場所(職員室もしくは教室)をご教示頂けますでしょうか。	ご意見を踏まえ、参考資料を作成します。
4	要求水準書(案)	11	II	5	(3)	③	イ	(イ)		光熱水費	気候変動、調理食数変動等に伴う光熱水費使用量の変動、詳細設計未了段階での光熱水費使用量の予測、光熱水費単価の変動等、事業者が予測できないリスクであり、事業者負担とするのであれば、リスクに見合うコストを織り込まざるを得ず、事業費上昇要因になると考えます。つきましては、一旦、事業者負担とした上で、実費精算(市が後日支払い精算)するなどの対応をご検討頂きますよう、要望します。	光熱水費については物価変動の改定の対象としています。また、不可抗力発生時も官民で適切にリスク分担できるよう、一定額以下に限り、事業者負担とすることを想定しています。
5	要求水準書(案)	11	II	5	(3)	③	イ	(イ)		電源設備	「光熱費は、市職員事務用も含めて全て事業者の負担とする。」とありますが、事業者負担となると、節電意識の低下を招くことになりかねないため、市職員事務用は、市の負担としてはいかがでしょうか	市職員用事務所の光熱費も市負担とします。
6	要求水準書(案)	26	II	6	(3)	②	キ			設計変更	設計変更により事業者に著しい追加費用(設計費用及び直接工事費の他、将来の維持管理等)が発生したときは、市が当該費用を負担するものとされておりますが、事業者は当該リスクに備える費用を入札価格に見込むこととなります。総事業の中に、当該リスク相当費が組込まれることは、市にとって不利益となること、また、公平性の面からも、「著しい追加費用」から「著しい」との文言を削除して、費用の減少が生じたときと同様にして頂けないでしょうか	要求水準書(案) 質問回答No. 93をご参照ください。